

令和4年度

事業計画

社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会

令和4年度

社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で社会状況が大きく変化してから、既に2年以上が経過しています。現在も、オミクロン株の拡大により、まん延防止等重点措置が福岡県を含む36都道府県に発出され、今もって収束が見通せない状況が続いています。この間、コロナ禍の影響による収入減、解雇、住宅喪失などによって生活に困窮する方々と、主に生活福祉資金特例貸付の相談を通じて出会ってきました。特に建設、清掃、飲食、派遣、観光などの業種に非正規で雇用されている方々への影響は顕著で、特例貸付を満額利用し、さらには自立支援給付金を受給しても生活再建に至らない方がおられるなど、厳しい状況が続いています。また、ここ最近では、何とか預貯金等で凌いで来たけれどもコロナ禍の長期化で困窮状態に陥り、相談に繋がる方も増えています。生活福祉資金特例貸付は、コロナ禍の影響により失業や減収となって生活に窮する方々が対象で、貸付スタートから令和4年1月末現在まで、400名の方々の利用手続きをしています。大切なのは、コロナ禍の影響で…という要素を外すことによって、抱える「生きづらさ」の本質が見え、かつ、同様な状況に置かれている方々の裾野は広がるように思います。その意味でも、本会が活動の中核に据える総合相談や地域づくりに向けた取り組みのあり方が問われてくると思います。様々な生きづらさを抱えていても、誰かとつながっていることは、自分の存在を確認することでもあり、生きる力ともなるものです。本会がそのような状況にある方々のプラットフォームとしての役割を担い、かつリニューアルしたホームページやSNSなどを活用して、一人でも多くの方々とつながっていくことは、本会活動の生命線だと言っても過言ではないと思います。ですので、令和4年度の事業活動においても、引き続き「誰でも困った時には助け合える、お互い様の地域を目指す」ことを組織ミッションとして、かつ「孤から個へ、個から地域へ」を活動の展開方法として掲げて本会全体で実践し、**地域共生社会の実現**に少しでも近づいていきたいと思っています。

組織機構については、令和2年度末で介護保険事業から撤退したことで、**2部門**（法人経営部門、地域福祉推進部門）**3係制**（総務係、総合相談・地域づくり推進係、地域生活支援係）となり、総合相談から地域づくりへの展開を図る、いわゆる社協本来の活動を主体とした組織となっています。ですので、市民の方々はもとより、行政や関係機関等からも「困った時には社協へ相談すれば…何とかなる」という信頼を勝ち得ていく必要があります。そのためにも、かま自立相談支援センターで掲げている**相談を断らない、支援を諦めない、解決につながるまで投げ出さない**の理念を組織全体で共有し、実践して行きたいと思っています。

これらを踏まえて、まず**法人経営部門の総務係**においては、引き続き働きやすい職場環境をつくっていくため、時間外労働の上限規制（月45時間以内）に基づく労働時間の管理、全職員を対象としたハラスメントに関する研修、さらには、人権研修に取り組みます。また、同一労働同一賃金の考え方に照らすと、正規職員と同じ時間（7時間45分）で働く嘱託職員及び臨時職員に退職金を支給しないことは不合理な格差にあたるため、今年度から中小企業退職金共済に加入し、退職金が支給できるように規程を改正します。さらには、育児・介護休業法の改正に伴って、本年4月1日からは妊娠や出産を届け出た職員に育児休業の取得を個別に働きかけることが義務づけとなり、10月1日からは通常の育休とは別に、父親が生後8週間以内に最大4週間の育休を取れるようにする「男性産休」も新設されることから、それに対応できるよう規則等を改正します。また、令和3年度から3年間の経過措置はあるものの、大規模な自然災害や感染等の有事においても、重要な業務を中断せず、または必要なレベルで継続し、早期に復旧することができるようにしておくBCP計画（事業継続計画）の策定が本会においても必要となっていますので、研修等を含めた事前準備をすすめます。さらに今年度は、業務で使用するシステム（財務・給与・人事及び成年後見・日常生活自立支援）のリース更新（5年）と合わせて新規システム（総合相談・社協会員会費）を導入（5年）したほか、ビジネスホンのリース更新（7年）、さらには、入れ替えが必要となったノートパソコン6台の購入が重なったため、システム導入の見直し、ビジネスホンの台数削減などは図っていますが、トータルとしては若干経費が増えています。

また、一昨年から継続して募集している事務局長候補職員については適任者がおらず、採用に至っておりませんので募集を継続し、今年度は何としても採用につなげたいと考えています。

地域福祉推進部門の総合相談・地域づくり推進係は、5つの相談センター（コミュニティワーク・かま権利擁護・かま自立相談支援・ひきこもり相談支援・かまボランティア・市民活動）を所管し、各相談センターの相談支援員を兼務で担当するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中学校校区をエリアとして、総合相談の中核的役割を担います。

その中で、**コミュニティワークセンター**は、社協の本来事業である広報活動、調査・研究、地域づくり等の事業活動を所管します。本会は、5つの中学校校区をエリアとして、行政から受託している生活支援体制整備事業を含む地域福祉活動を推進していますが、再度、各校区における社会資源（ハード面だけでなく人材も含めて）や課題等を協議体において把握・整理した上で、住民主体

による地域での活動（お互い様の地域づくり）につなげていきたいと思ひます。特に、昨年度から生活支援体制整備事業の中で取り組んでいるwin winの関係づくり（多様な市民の社会経験や特技と福祉施設及び企業等が抱える困りごとをつなぐことで、活動する市民にとっては生きがいや社会参加に、福祉施設や企業等にとっては困りごとの解決ができる）及び平成19年7月から実施している地域支えあい事業（利用会員に登録した方の日常生活のちょっとした困りごとを協会員に登録した市民が有料でサービスを提供して解決する）はどちらも住民参加による活動ですので、様々な機会をつうじて啓発し、広げていきたいと思ひます。

さらには、行政から提供を受けている「災害時要支援者名簿」は、台風や大雨などによる自然災害が発生しそうな時に、事前の声かけや避難誘導が必要な方ですので、その人に係る関係機関や福祉サービス事業所等を含む、個別の避難誘導計画につなげていかななくてはなりません。この名簿の中には、本会のサービス（配食など）を利用している方々もおられますので、単に避難誘導計画が必要な方と捉えるのではなく、日頃の生活（平時）においても配慮（声かけや見守り）が必要な方と捉えて、本会が実施している地域づくりの活動（地域福祉部・ふれあい・いきいきサロン・協議体など）とリンクさせていきたいと思ひています。さらには、市内の12社会福祉法人で構成されるかま福祉ネットワーク委員会は、制度の狭間で対応できない事例に出会った時には、幹事会の合意を得た上で、プールしている拠出金を使って急場を凌ぐ対応もしています。また、各施設には本会や行政に出向かなくても相談に対応できるかまワン相談員を配置していますので、困窮状態にある方が少しでも相談窓口とコンタクトができるよう、これらの取り組みや相談員の啓発に努めます。

かま権利擁護センターは、日常生活自立支援事業、地域福祉権利擁護事業、法人後見事業及び成年後見制度の利用に関する相談、支援等に取り組みます。本市においても高齢による判断能力の低下や知的・精神障がいによって日常の金銭管理に支障がでたり、契約行為ができない場合も増えています。また最近は、これまで当たり前と考えられていた家族による支援が期待できない事例に出会うことが増えています。例えば、同一世帯において一人を日常生活自立支援事業で、もう一人を法人後見の受任で支援したり、さらには、被後見人等が亡くなられた場合に、後見人等である本会が死後事務に携わり、その中で収骨や遺骨の保管を一時的にせざるを得ない状況があるなどです。今後も権利擁護を必要とする方々は増え続けていくため、支援する側の態勢を整備することが必要だと考えています。幸い今年度は、福岡県社会福祉協議会が昨年度に開講した市民後見人養成講座を修了した2名が支援の輪に加わるようになってきているため、職員と市民支援員を合わせた生活支援員は21名となります。また、時間の経過の中で判断能力が低下し、成年後見制度への移行を必要とする方も増えていますので、引き続きすべてのCSWが成年後見制度に関する相談や申立て支援に携われるよう、経験を積みながらレベルアップを図ります。

かま自立相談支援センターは、保護課から受託する自立相談支援事業（必須事業）及び家計改善支援事業（任意事業）の他、生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業、無料職業紹介事業を所掌します。コロナ禍の長期化によって、生活に困窮する方々が更に増え続け、格差の拡大と固定化を含む貧困の問題が大きな社会問題となるのではないかと懸念が広がっていますが、最近、経済的な困窮だけではなく、絶対的貧困状態（住むところ・食べるものなど生きていくために必要なものが得られない状態）で相談につながる方が以前にも増して増えていると感じています。このような場合には、まず一時的に身を寄せる場が必要となりますので、本会が運営している寄ってこハウス（漆生南部行政区にある民家）を利用してもらっていますが、利用が重なった場合は、対応できないという現実的な課題も抱えています。すぐさま、同様な場所ではできそうにもありませんので、市内にある公共の宿泊施設や飯塚市内のビジネスホテルの宿泊代をふくおかライフレスキュー事業で対応するだけでなく、本事業の中で予算措置して対応できるようにします。また、生活が困窮している方々の多くは、収入と支出のバランスが崩れた状態で、カードローンや親族知人等への借金返済、スマートフォンによる後払い決済による物品購入の代金支払い、様々なローン返済などに苦しんでいます。そこで今年度は、生活困窮に陥らないための節約生活（家計や保険の見直しなど）や多重債務状態となったときに役立つ手立て等について学ぶ、市民向け講座を開講するとともに、講座終了後にはファイナンシャルプランナーによる個別相談コーナーを設けることにしています。また、今年度は民生委員児童委員が一斉改選されるため、生活福祉資金貸付制度に関する研修会を実施します。

かまひきこもり相談支援センターは、ひきこもりに関する相談、当事者の居場所や家族同士のつながりづくり、啓発等を所掌します。ひきこもりの相談は、なかなか本人とつながることができないというこの問題の特殊性があるとともに、親族の高齢化、いわゆる「7040問題」「8050問題」も確実に広がっていると感じています。また、コロナ禍の影響により、今後ひきこもり状態になる方が増えるのではないかと心配もあります。そのため今年度は、LINEの公式アカウントを使ったSNS相談窓口を開設し、先が見えない状態で悩み苦しんでいる当事者の方や家族とつながりたいと思ひています。また、ひきこもりの状態にある方が社会とつながり、自信を取り戻してもらうことを目的として実施する「ワンポイントジョブ」の受け入れ業務を、かま福祉ネットワーク委員会に加入する福祉施設等の協力を得ながら、拡充していきます。

かまボランティア・市民活動センターは、ボランティア活動や市民活動に関する相談及び情報提供、個人やグループなどの活動支援、ボランティア活動の需給調整、嘉麻市との協定に基づく災害ボランティアセンターの設置運営、嘉飯桂地区社協災害時相互支援協定に基づく活動などを所掌します。ボランティアセンターは、活動に携わる方々だけではなく、多様な団体、人々、機関がつながり、さらには、活動に興味関心のある方が利用できる「プラットフォーム」でなければなりません。昨年度は、はじめて「小修繕ボランティア養成講座」を開講し、4名が受講しました。今年度は、その方々の力を地域の支え合いの関係づくりに生かしていけるよう、あらたな参加者も募集したうえで「小修繕ボランティアフォローアップ講座」を開講します。また、ボランティア活動や市民活動の裾野を広げていくため、リニューアルしたホームページを活用して、ボランティア活動に役立つ情報を積極的に発信していきます。また、災害ボランティアセンターにおいては、今年度も梅雨末期における大雨災害への不安は常にありますので、発災に備えて災害ボランティアの登録や資機材の整備、設置運営マニュアルの見直し、嘉飯桂地区社協災害時相互支援協定に基づく活動等をすすめていきます。さらに今年度は、嘉飯桂地区社協職員を対象とした災害ボランティア設置運営訓練（福岡県社会福祉協議会が3か年計画で県内の各エリアで実施する事業）を実施し、嘉飯桂地区社協間の連携と職員個々の災害対応の力量を高めていくことにしています。

地域福祉推進部門の地域生活支援係は、高齢者介護課から受託する配食サービスや本会の独自事業である子育てリユースセンター、紙おむつ宅配事業などを所掌します。配食サービスは、コロナ禍でも365日180食前後の夕食弁当を利用者宅に届ける必要があります。常に調理員や配達員がコロナの陽性または濃厚接触者となって、調理や配達に支障が出たら…という不安を抱えながらの業務遂行で、その状況は今年度も変わりません。最悪の事態に備えて、昨年度山田地区にある弁当業者と協定を締結してはいますが、依頼するような事態が起こらないことを望むばかりです。また、このサービスの大きな目的である安否の確認については、その重要性を実感しています。なぜなら、昨年度も配達員が配達時に異変に気づき、事務所との連絡プレーで救急隊につないで一命を取りとめることができたり、また、自宅で亡くなられた状態の利用者を発見するという事もありましたので、家族はもとより、行政の担当課や利用者個々の居宅介護支援事業所等との連携を密にしながら、安否の確認は日々確実に行って参りたいと思います。さらには、合併前の旧稲築町社会福祉協議会が福祉バス路線や西鉄バス路線に設置したバス待合所の管理は、合併後本会が引き継いでいますが、時間の経過とともにバス路線が廃線となったり、バス待合所自体が老朽化して、危険な状態となるところもありますので、今年度以降、行政の担当課との調整はもとより、稲築地区の行政区長会や土地の所有者等にも状況を説明しながら、廃線となったバス路線に残るバス待合所から、順次撤去していきます。

法人経営部門

□総務係

I. 重点事項

- (1) 働きやすい職場環境の整備
- (2) 法人経営の安定化につなげる積立財源の確保
- (3) 今後の事務局体制を確立するための事務局長候補職員の採用
- (4) 事務事業関係システム（財務・給与・人事等）の更新及びパソコンの入れ替えによる業務の効率化
- (5) 職員研修の実施と外部研修への積極的参加をつうじた職員個々のスキルアップ

II. 具体的事業活動

1. 法人経営に関する事柄

- (1) 会長・副会長会議の開催（4月・5月・7月・9月・12月・2月・3月）
- (2) 理事会の開催（6月・9月・12月・3月）
- (3) 定時評議員会の開催（6月）
- (4) 臨時評議員会の開催（9月・12月・3月）
- (5) 評議員選任・解任委員会の開催（6月・9月・12月・3月）
- (6) 監事会の開催（5月）
- (7) 税理士による外部監査の実施（毎月1回）
- (8) 資産の総額変更登記申請（6月）
- (9) 決算資料の備え置き（6月）
- (10) 事務局長候補職員を採用するための募集及び採用試験の実施（随時）
- (11) 役員への損害賠償請求などリスクに備えた損害賠償責任保険への加入（4月）
- (12) 中小企業退職金共済への加入（4月）
- (13) 事務事業に必要なシステム及びビジネスホンの入れ替え（4月）
- (14) 入れ替えを必要とするノートパソコンの購入（4月）

2. その他の取り組み

- (1)職員研修（人権研修・ハラスメント）の実施（7月・10月） (2)BCP計画策定に向けた研修会の開催（8月）
- (3)福祉サービスの利用に関する苦情解決第三者委員会の開催（4月）
- (4)福祉サービスの利用に関する苦情解決第三者委員会委員の改選（9月）
- (5)葬祭場指定事業（通年）※弔電の送付（6）各種団体への助成（9月）
- (7)ポストカードの販売及び販路開拓（通年）（8）公用車の管理（通年）（12）山田ふれあいハウス防火訓練の実施（2月）
- (9)山田ふれあいハウス敷地内の草刈り（5月・7月・9月・11月）（10）山田ふれあいハウス敷地内の樹木消毒（6月）
- (11)山田ふれあいハウス樹木剪定（2月）

地域福祉推進部門

□総合相談・地域づくり推進係

I. 重点事項

- (1)中学校区を基盤とした総合相談（属性にとらわれない）の実施及び他機関他職種連携による支援
- (2)中学校区を基盤とした多様なつながりづくりや参加のための支援
- (3)中学校区を単位とした地域づくり（住民が出会い、交流・参加できる場・学びの機会の提供）の推進
- (4)中学校区を単位とした災害時要支援者の避難における個別計画づくり
- (5)SOSを発信できずにいる方など、あらたな出会いにつなげる積極的アウトリーチや予防的活動の実施
- (6)ホームページやブログ等を活用した積極的情報発信及びあらたなつながりづくり
- (7)新システム（総合相談・会員管理）の導入による業務（相談記録・検索・台帳整備など）の効率化

II. 具体的事業活動

1. 生活支援・相談センター事業（コミュニティワークセンター）

(1)相談窓口の開設

- ①法律相談（4月・5月・7月・8月・10月・11月・1月・2月：稲築地区公民館）
（6月・9月・12月・3月：山田ふれあいハウス）※開催はいずれも第1木曜日 5月・11月は第3木曜日
- ②心配ごと相談（偶数月：稲築地区公民館 奇数月：山田ふれあいハウス）※毎月2回開催
- ③情報提供ツール（広報紙、ホームページ、ブログ、ケーブルテレビなど）を活用した相談窓口の周知（随時）
- ④心配ごと相談員の改選（4月） ⑤システム導入による継続的記録の推進（通年）

(2)会員の募集及び拡充

- ①会員募集啓発チラシの配布（5月） ②ホームページをつうじた会員募集（随時）
- ③山田地区会員募集世話人の改選（6月） ④山田地区会員募集世話人会の開催（6月）
- ⑤校区における会員の拡充（随時）

(3)生活支援体制整備の推進（市受託事業）

- ①協議体の開催（各校区毎にて月1回 3月は除く） ②協議体全体学習会の開催（3月） ③出前講座の開催（随時）
- ④個別ニーズを把握するための介護支援専門員への聞き取り調査の実施（4月～9月）
- ⑤民間企業等と連携した、高齢者等が特技や経験を生かして社会参加できる場づくり（Win Win事業）の推進（随時）

(4)地域福祉推進委員会の開催

- ①稲築、碓井、山田、嘉穂地域福祉推進委員会の開催（5月・8月・11月・2月）
- ※委員会ごとに地域の課題を把握・整理した上で取り組むテーマを設定し、協議を重ねながら一定の方向性をまとめる。

(5)地域福祉部の拡充・活動支援

- ①地域福祉部に対する活動費の助成（5月） ②福祉推進委員会の改選（6月）
- ③福祉推進委員会の開催（年6回、偶数月の第1日曜日） ④福祉推進員代表者会の開催（年6回、奇数月の第4木曜日）
- ⑤福祉推進員ブロック別懇談会の開催（12月・1月） ⑥行政区での住民懇談会及び出前講座の開催（随時）
- ⑦各校区のCSWによる新規設置に向けた行政区への働きかけ（随時）

(6)ふれあい・いきいきサロンの拡充・活動支援

- ①稲築地区ふれあい・いきいきサロン代表者会の開催（4月）
- ②碓井・山田・嘉穂地区ふれあい・いきいきサロン代表者会の開催（4月）

- ③ふれあい・いきいきサロンに対する活動費の助成（5月）
- ④情報提供及び映画上映、出前講座等をつうじた活動支援（随時）
- ⑤各校区のCSWによる新規設置に向けた行政区への働きかけ（随時）

(7) 中学校区を単位とした災害時要支援者の避難における個別計画づくり

- ①中学校区単位での要支援者の整理 ②要支援者の状況把握 ③関係機関との情報共有
- ④個別計画づくり（要支援者、家族、関係機関が集まり、協議しながら）

(8) もしもの時に備えるための安心カードの拡充

- ①各地区民生委員と連携した要配慮者の把握（随時）
- ②各地区民生委員、市内サービス事業所等と連携した個別支援ネットワークの構築（随時）

(9) 地域支えあい事業の推進

- ①広報紙掲載による事業啓発（5月） ②地域支えあい事業の利用に関する相談対応（随時）
- ③協力会員研修の実施（随時） ④校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ⑤利用会員及び協力会員台帳の整備・更新（通年） ⑥協力会員の拡充（通年）
- ⑦ホームページをつうじた事業啓発（通年）

(10) 社会福祉法人の社会貢献活動を広げるための事業推進

- ①かま福祉ネットワーク委員会定例会の開催（4月・9月・1月） ②社会貢献活動の啓発、活動（随時）
- ③ネットワーク加入施設へのかまワン相談員の設置推進及び啓発（随時）
- ④ふくおかレスキュー事業嘉麻市部会の開催（4月・9月・1月）

(11) 広報活動の推進

- ①広報紙「えがお」の発行（年4回12頁 5月・8月・11月・2月）
- ②ホームページやブログなどを活用した積極的情報発信（通年）

(12) 地域の交流拠点寄ってこハウスの運営事業

- ①ハウスの維持管理（通年） ②ハウスのトイレ修繕（4月） ③緊急一時利用に備えた生活用品の補充（随時）
- ④ハウス敷地内及び駐車場の草刈り（5月・7月・9月・11月）
- ⑤ハウスに併設される掲示板を活用した情報提供と管理（通年）

(13) おしゃべりサロンの開催

- ①生きづらさを抱える子とその父母等を対象としたおしゃべりサロンの開催（6月・9月・3月）
- ②生きづらさを抱える子とその父母を対象とした勉強会の開催（11月）

(14) 在宅介護者支援事業

- ①校区担当職員（CSW）との協働による校区での事業啓発（随時） ②介護状況についての聞き取り及びアセスメント（随時）
- ③在宅介護者の集い「こころ」の開催（毎月第3木曜日 但し、5月・11月は第4木曜日）
- ④高齢者を在宅で介護する方々のリフレッシュ事業の開催（9月）
- ⑤認知症家族の集い「こころ音の会」の開催（毎月第3水曜日 但し、11月は第2水曜日）
- ⑥介護支援専門員を介した在宅介護者の集い及び認知症家族の集いの啓発（随時）
- ⑦ホームページをつうじた事業啓発（通年）

(15) 共同募金運動への協力

- ①街頭募金…募金ボランティアの募集（9月） ②地域活動をつうじた街頭募金実施先の開拓（通年）
- ③戸別募金…募金使途についての啓発（通年） ④職域募金…地域活動をつうじた職域募金協力先の開拓（通年）
- ⑤法人募金…地域活動をつうじた法人募金協力先の開拓（通年）
- ⑥キャラクター募金箱設置先の開拓…地域活動をつうじたキャラクター募金箱設置先の開拓（通年）
- ⑦赤い羽根自動販売機設置先の開拓…地域活動をつうじた赤い羽根自動販売機設置先の開拓（通年）

2. かま権利擁護センター事業

(1) 日常生活自立支援事業の推進

- ①日常生活自立支援事業の利用に関する相談対応（通年）
- ②システム導入による継続的記録の推進（通年）
- ③利用契約利用契約及び支援計画の作成（随時）
- ④生活支援員及び関係機関等との連絡調整（随時）
- ⑤利用者の状況把握及び支援計画の変更（随時）
- ⑥県社協の契約締結審査会及び福祉サービス運営適正化委員会との連携（必要に応じて）

(2) 本会独自の地域福祉権利擁護事業及び権利擁護支援の実施

- ①地域福祉権利擁護事業の利用に関する相談対応（通年）
- ②システム導入による継続的記録の推進（通年）
- ③利用契約及び支援計画の作成（通年）
- ④専門員と支援員の連携による生活支援の実施（通年）
- ⑤専門員による利用者状況の把握及び支援計画の変更（通年）
- ⑥生活支援員会議の開催（毎月1回）
- ⑦地域福祉権利擁護事業運営審議会の開催（随時）

(3) その他権利擁護支援の実施

- ①権利擁護支援運営委員会の開催（4月・7月・10月・1月）
- ②遺言書作成支援事業（通年）
- ③生活再建に向けた諸費立替事業の実施（通年）
- ④エンディングノート活用の啓発（通年）

(4) 法人後見等の実施及び積極的受任

- ①財産管理、身上保護の実施（通年）
- ②被後見人等の状況把握（通年）
- ③後見等事務報告書の提出（年1回）
- ④定期監査の実施（6月・9月・12月・3月）

(5) 成年後見制度の啓発

- ①成年後見制度の利用に関する相談及び利用支援（通年）
- ②出前講座の開催（随時）

3. かま自立相談支援センター事業

(1) 自立相談支援事業（市受託事業 ※必須事業）

- ①生活上の悩み等に関する相談対応（通年）
- ②システム導入による継続的記録の推進（通年）
- ③ホームページをつつじた自立相談支援センターの事業啓発（通年）
- ④電話による24時間365日の相談受付（通年）
- ⑤相談内容のスクリーニング（随時）
- ⑥初期相談・面接（インテーク）及びアセスメントの実施（随時）
- ⑦本人の目標設定と支援プラン（案）の作成（随時）
- ⑧支援調整会議を開催し支援プラン（案）の協議確認（毎月1回）
- ⑨モニタリング及び支援プランの変更（随時）
- ⑩住宅確保給付金の利用相談及び受け付け（通年）
- ⑪求人情報の提供【ハローワーク、無料職業紹介所、求人情報紙】（通年）
- ⑫相談対応における資質向上と情報収集のための研修参加（随時）
- ⑬センター登録者台帳の整備及び更新（随時）
- ⑭生活福祉資金特例貸付総合支援資金（初回）貸付に関する相談、アセスメント（随時）

(2) 家計改善支援事業（市受託事業 ※任意事業）

- ①家計改善に関する相談対応（通年）
- ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③相談内容のスクリーニング（随時）
- ④初期相談・面接（インテーク）及びアセスメントの実施（随時）
- ⑤本人の目標設定と家計改善プラン（案）の作成（随時）
- ⑥モニタリング及び家計改善プランの変更（随時）
- ⑦相談対応における資質向上と情報収集のための研修参加（随時）
- ⑧家計改善支援事業登録者台帳の整備・更新（随時）
- ⑨節約生活や多重債務に関する講座の開催（FPによる個別相談コーナー開設）（9月）

(3) フードバンク事業

- ①食材の提供を必要とする方との面談及び相談対応、アセスメント（随時）
- ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③食材等の募集、食材等の提供、食材等の管理（通年）

(4) 生活福祉資金貸付事業

- ①生活福祉資金通常貸付に関する相談対応（通年）
- ②生活福祉資金特例貸付【緊急小口資金・総合支援資金（初回）】に関する相談対応（6月末まで）
- ③生活福祉資金の利用相談から複合的課題への対応【課題整理、解決策の検討、他機関との連携】（随時）
- ④滞納世帯に対する自立相談支援センターの利用啓発及び生活状況の把握（随時）
- ⑤担当民生委員との連携（償還状況や生活状況を共有）による借り受け世帯への相談支援（随時）
- ⑥民生委員児童委員の一斉改選に伴う生活福祉資金研修会の開催（1月）

(5) 無料職業紹介事業

- ① 県内事業所からの求人申込み受付（通年）
- ② センターの利用対象からの求職申込み受付（通年）
- ③ 求職者への求人情報の提供・斡旋（随時）
- ④ 求職者個々に応じた就業先の開拓（随時）
- ⑤ ホームページを活用した無料職業紹介事業の啓発（通年）
- ⑥ ホームページを活用した求人情報の発信（通年）

4. かまひきこもり相談支援センター事業

(1) 相談事業

- ① ひきこもりに関する相談対応（通年）
- ② アセスメント及び情報収集（通年）
- ③ システム導入による継続的記録の推進（通年）
- ④ SNSによる相談窓口の開設（通年）
- ⑤ メールやSNS等でのやりとりをつうじた本人とのつながりづくり（随時）
- ⑥ 保健師、スクールソーシャルワーカー等との連携によるアウトリーチの実施及び情報共有（随時）

(2) 本人及び家族への支援事業

- ① 家族の会定例会の開催（毎月1回）
- ② フリースペースの開設（毎週木曜日）
- ③ ひきこもり支援のためのネットワークづくり（随時）
- ④ ワンポイントジョブをつうじた役割づくり（随時）
- ⑤ かま福祉ネットワーク委員会への働きかけをつうじたジョブ業務の拡充（随時）

(3) 啓発事業

- ① ひきこもりの支援等に関する勉強会の開催（5月）
- ② ホームページ等を活用したSNS相談窓口の啓発（通年）

5. かまボランティア・市民活動センター事業

(1) ボランティア・市民活動センターの運営

- ① ボランティア・市民活動に関する相談対応（通年）
- ② システム導入による継続的記録の推進（通年）
- ③ ボランティア・市民活動に関するニーズ把握及び需給調整（随時）
- ④ ボランティアセンター登録台帳の整備（通年）
- ⑤ 広報紙をつうじたボランティア・市民活動情報の発信（5月・8月・11月・2月）
- ⑥ ホームページを活用したボランティア・市民活動情報の発信（通年）
- ⑦ 活動する個人やグループへの支援（情報提供など）（随時）
- ⑧ 「小修繕ボランティアフォローアップ講座」の開講（10月）
- ⑨ 修繕ボランティアグループの組織化に向けた交流会の開催（4月・8月・12月）
- ⑩ ボランティア活動保険の周知及び事務手続き（通年）
- ⑪ かまボランティア運営委員会の改選（7月）
- ⑫ かまボランティア運営委員会の開催（7月・11月・2月）

(2) 災害ボランティアセンター事業

- ① 嘉麻市災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直し（6月）
- ② 梅雨末期の大雨に備えた災害ボランティアセンターの清掃及び資機材等の点検補充（5月）
- ③ 災害時の他業種分野からの支援体制（建設業界など）づくり（随時）
- ④ 嘉飯桂地区社協職員を対象とした災害ボランティア設置運営訓練の実施（10月）
- ⑤ 嘉麻市との協定にもとづく災害ボランティアセンターの設置運営（必要に応じて）
- ⑥ 嘉飯桂地区社会福祉協議会災害時相互支援協定に基づく活動（必要に応じて）

□地域生活支援係

I. 重点事項

- (1) 中学校区を担当する CSW 及び関係機関との連携・協働による事業推進
- (2) ホームページや広報紙をつうじた事業啓発
- (3) 各事業における利用者台帳の整備

II. 具体的事業活動

1. 市受託事業

(1) 配食サービス事業

- ① コロナ禍や自然災害等の影響で厨房に支障が出た場合の外部発注先の確保 (5月)
- ② 夕食弁当の提供及び安否の確認 (365日)
- ③ 朝食及び特別食の提供 (希望に応じて)
- ④ 安否確認がとれない利用者への緊急時対応及び連絡調整 (随時)
- ⑤ 校区担当職員 (CSW) と協働したサービス利用前聞き取り調査の実施 (随時) ⑥ 利用者台帳の整備 (通年)
- ⑦ 衛生管理 (厨房・配達車輛等) の徹底 (通年)
- ⑧ 配達員ミーティングの実施 (年4回)
- ⑨ 調理員ミーティングの実施 (年4回)
- ⑩ 栄養士による献立作成 (月2回)
- ⑪ ホームページをつうじた事業啓発 (通年)

2. 独自事業

(1) チャイルドシート貸出事業

- ① チャイルドシートの利用に関する相談対応 (通年) ② 安全確保のための定期処分 (5年経過分) 及び購入 (随時)
- ③ 利用更新のため通知発送 (随時) ④ 利用者台帳の整備・更新 (随時) ⑤ ホームページをつうじた事業啓発 (通年)

(2) 空き家管理住まいのサービスの推進

- ① 基本サービスの提供 (毎月1回) ② オプションサービスの提供 (希望に応じて) ③ 事業協力者の募集 (随時)
- ④ 市内の空き家状況の把握 (随時) ⑤ 広報紙掲載による事業啓発 (11月) ⑥ ホームページをつうじた事業啓発 (通年)

(3) 紙おむつ宅配事業

- ① 紙おむつ宅配事業の利用に関する相談対応 (随時)
- ② 宅配時を利用した介護状況の聞き取り及び他制度等の情報提供 (宅配時)
- ③ 紙おむつの仕入れ及び在庫管理 (随時) ④ 利用者台帳の整備 (随時) ⑤ ホームページをつうじた事業啓発 (通年)

(4) 福祉機器 (車いす) 貸出事業

- ① 車いす貸出し事業の利用に関する相談対応 (随時) ② 利用者台帳の整備・更新 (随時)
- ③ ホームページをつうじた事業啓発 (通年)

(5) 子育て用品リユースセンターの運営

- ① 季節に応じたリユース用品の入替・処分 (年2回) ② 広報紙掲載による事業啓発 (2月)
- ③ ホームページをつうじた事業啓発 (通年)

(6) バス待合所の管理

- ① バス待合所の状況調査及び整備 (11月)
- ② 廃線となったバス路線に残るバス待合所及び老朽化したバス待合所の撤去 (随時)
- ③ 撤去に伴う行政担当課との協議 (随時)

(7) アルミ缶等のリサイクル事業

- ① アルミ缶等の換金 (毎月1回) ② 協力者へお礼の意を込めた回収袋の配布 (随時)
- ③ ホームページをつうじた事業啓発 (通年)